

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会 第6回会議次第

令和5年8月23日（水）

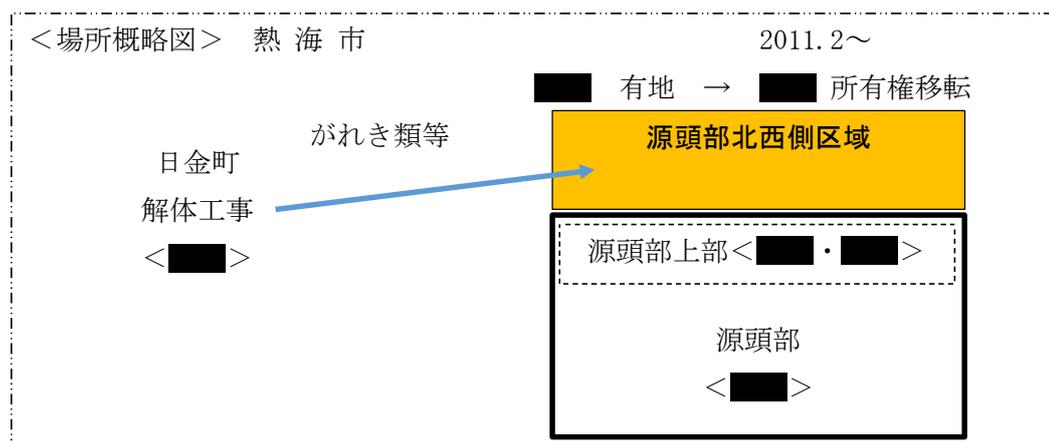
県庁別館2階第3会議室B

- 1 検証対象の法令に係る県の行政対応の事実関係等に関する確認事項等についての意見交換④（廃棄物処理法）
- 2 次回の会議について
- 3 その他

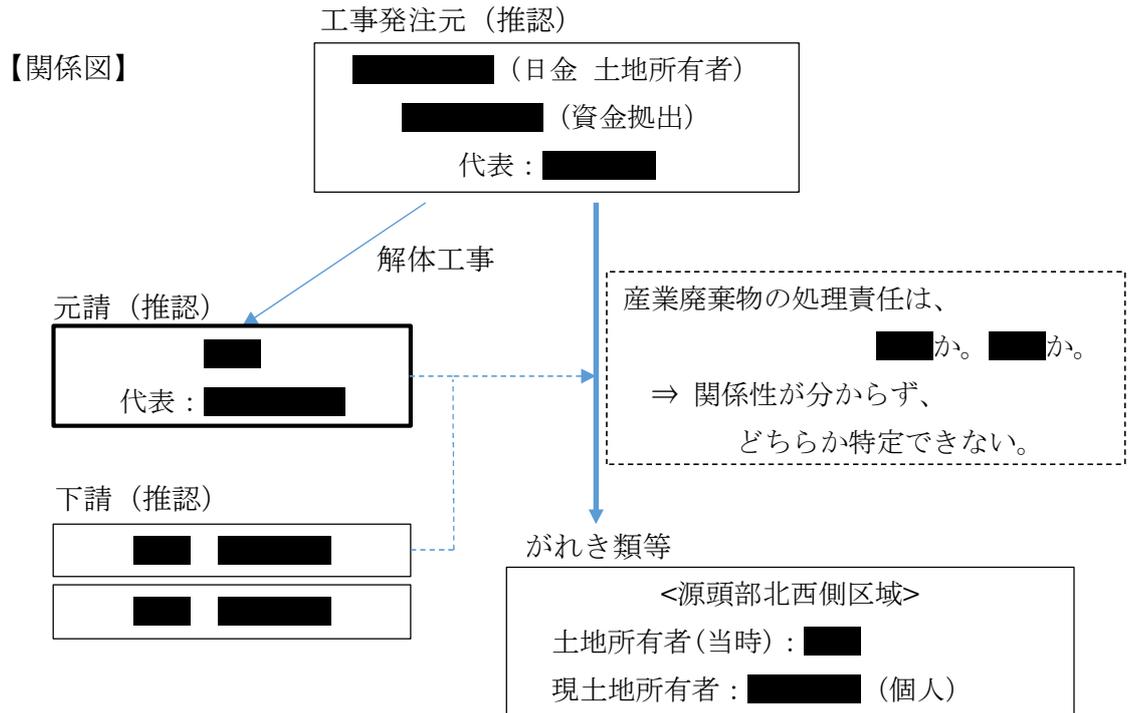
◎ 廃棄物処理法

1 検証の対象である源頭部北西側区域（⑥区域）における土地改変行為の概要

- ・ 2009年2月頃から、熱海市日金町における■■■■（以下「■■■■」という。）が関わる建物解体で生じたと思しき産業廃棄物であるがれき類等が、当時、同社の造成地だった熱海市伊豆山分譲地付近であった源頭部北西側区域に野積みしたまま、放置された。
- ・ 県は、土地所有者であった■■■■の■■■■社長に対し、がれき類等の撤去を求めたが、同氏は資金難を理由として撤去を拒んだ。
- ・ 熱海市からの通報を受けた県は、源頭部上部の崩落を修復していた残土に混じって「木くず」が確認されたため、■■■■（以下「■■■■」という。）の■■■■、■■■■（以下「■■■■」という。）の■■■■に対し、木くずを取り除くよう指導した。
- ・ 県は、■■■■らが、当該「木くず」混じりの土砂を源頭部北西側区域に移動したことを確認した。
- ・ 2011年2月、産業廃棄物が放置された土地を含む一帯の土地は■■■■（個人）の所有となった。■■■■は土地の購入に当たり、産業廃棄物の撤去を■■■■に求めていたが、■■■■が、産業廃棄物を撤去することはなかった。
- ・ 県は2013年1月に、■■■■自ら撤去する旨の書面を受理した。撤去の方法として、廃棄物であるがれき類を再利用したい旨の申し出となっていた。廃棄物を現実的に処理する選択肢として、現所有者による速やかな撤去も考えられたため、県はこの申し出を、がれき分別・破碎を条件として認めることとした。
- ・ しかしながら、県が、■■■■による具体的な撤去作業計画を確認するため、2013年4月に立入検査を行ったところ、がれき類が地中に埋められていたことが判明した。
- ・ この廃棄物は、■■■■の指示によるものであり、埋めた行為は“投棄”と考えられたが、■■■■が、県の指導を受け入れて撤去する意思を示したため、県は、がれき類を掘り起こして、適正に処理するよう指導を重ねた。



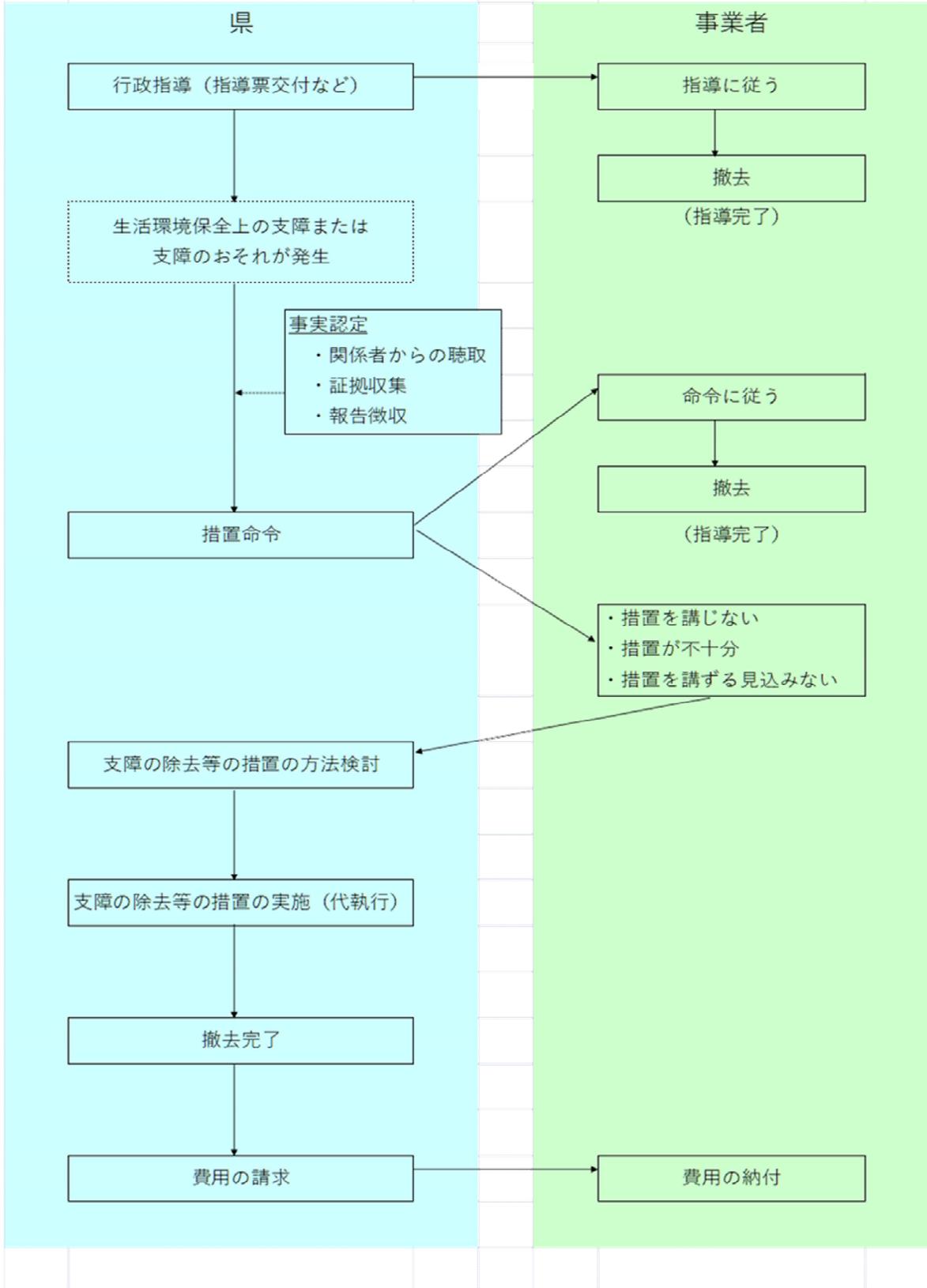
人物等相関図



2 源頭部北西側区域（⑥区域）に関連する廃棄物処理法の概要

- 廃棄物処理法の目的（廃棄物処理法第1条）
廃棄物の排出を抑制しつつ、その適正な処理を通じて生活環境の保全を図る
- 不適正処理事案への対応
廃棄物処理法に基づく一般的な調査の流れは、次のとおり。

廃棄物処理法における行政対応の流れ



○ 措置命令（廃棄物処理法第19条の5）

知事は、処理基準等に適合しない産業廃棄物の処理^{*}が行われた場合において、生活環境の保全上の支障を生じる又は生じるおそれがあるときは、必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

※ 廃棄物の「処理」は①保管、②収集、③運搬、④処分の行為に大別され、④処分には、最終的な処分行為である埋立て（最終処分）のほか、これに至る前の手法として焼却、破砕、脱水等（中間処理）がある。

○ 措置命令の対象者

現に処理基準等に適合しない廃棄物の上記①～④に掲げる行為者であって、処理基準等が適用される者である否かは問わない。

加えて委託基準やマニフェストに関する義務に違反し、産業廃棄物の不適正処理があったときは、行為者のみならず排出事業者も命令対象となる（廃棄物処理法第19条の6）。

○ 行政処分のための事実認定

廃棄物処理法に基づく県による調査は、罰則によりその実効性を担保する形式がとられ、**適正処理の確保、生活環境の保全、法規制の潜脱防止**を目的に、違反行為の事実を客観的に認定し、悪質・巧妙化する事案に対処して速やかに行政処分を行うことにある。

行政処分に当たっては、法に基づく**立入検査^{*1}、18条報告^{*2}**等を活用し、違反行為の事実を把握することに努め、いくつかの事実から特定の事実を推認して判断する過程から、過去の法執行事例にも則した総合的判断も重要である。そのため、同法の重要な解釈指針である『行政処分の指針』（平成17年当時）を参考としている。

※1 **立入検査**は事実関係や現場の実態を把握するための手段で、行政処分等を行う上で立ち入る必要がある場所を広く含み、県内に限らない（廃棄物処理法第19条）。

※2 **18条報告**（報告徴収）は、産業廃棄物に関して県が事業者等に対し、産業廃棄物の処分等に関して必要な報告を求めることができる（廃棄物処理法第18条）。規定の運用上、相手方が廃棄物でない旨を主張する場合であっても社会通念等に照らし廃棄物であろうと判断できる物である場合に報告徴収ができる。

○ 産業廃棄物の排出事業者責任

産業廃棄物の第一次的処理責任は排出事業者にあるとされ、排出事業者が自社処理する場合には許可は不要となっている。

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」（廃棄物処理法第3条）

「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない」（廃棄物処理法第11条）

上記の「処理」を「業として」行う、つまり特定又は不特定の人を対象に社会性をもって反復継続して行う場合、産業廃棄物については知事の許可が必要である。



<p>○ 事業者自らによる処理</p> <p>「事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、…産業廃棄物処理基準…に従わなければならない」（廃棄物処理法第12条）</p>	<p>○ 処理の委託</p> <p>「事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、…産業廃棄物収集運搬業者…産業廃棄物処理業者…にそれぞれ委託しなければならない」（廃棄物処理法第12条）</p> <p><委託する場合の排出事業者の義務></p> <ul style="list-style-type: none">・ 適正な処理金を負担、委託先の実地確認など必要な措置を講ずるよう努めなければならない・ 委託契約は書面により行わなければならない・ マニフェストを交付、一定期間内にマニフェストの写しが送付されてこない場合は状況把握・適切な措置を講じなければならない
--	---

○ 廃棄物処理法に基づく行政指導

健康福祉センターによる行政指導は、**廃棄物該当性***を判断し、法の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政処分には当たらない。

任意の口頭指導のほか、違反等の事実を確認した場合に、是正のために必要な事項を明示し、受領者に署名させて、文書指導とする場合がある。

※ 廃棄物該当性の判断は、一般的に廃棄物かどうかは視覚的、感覚的に区別できる簡単な判断だと思われがちであるが、実際には非常に慎重かつ繊細な判断となる場合が多く、訴訟で争点となることがある。廃棄物（土砂、土砂に類するもの、土砂に準ずるものは、対象外。）に該当するか否かは、『行政処分の指針』では次の判断要素を「総合的に勘案して判断」すべきとしている。

- ・ 物の性状（利用用途に適合した品質であるか等）
- ・ 排出の状況（需要に沿った計画的な排出であるか等）
- ・ 通常の見扱ひ形態（通常はどのような見扱ひであるか等）
- ・ 取引価値の有無（有償で譲渡されているか等）
- ・ 占有者の意思（占有者の意思は合理的であるか等）

○ 不法投棄等に利用されないための土地の適正管理

土地を所有、占有又は管理する者は、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、その土地を適正に管理する義務がある。

土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。（廃棄物処理法第5条）

3 源頭部北西側区域（⑥区域）における事実関係の整理

関連する“源頭部（①区域）”とあわせて整理した時系列表は、別添のとおり。

4 所管法令に基づく手続等についての考察

(1) 全容把握に向けた調査は適切であったか

ア 全容把握

- ・ 源頭部北西側区域に野積みされたがれき類等は、その性状等から熱海市日金町における解体工事現場から生じたものであると推測された。
- ・ 2008～2009年に熱海市日金町における建物解体工事に係る工事発注元を調査したが、産業廃棄物の処理委託等に関する内容は確認できなかった。
- ・ その後も、産業廃棄物の排出事業者の特定に向けた調査を継続していたところ、解体工事現場を統括した■■■■の■■■■（■■■■社長との関係性は不明）が、現場で生じたがれき類等約1,500 m³を、源頭部北西側区域に運搬した事実が判明した。
- ・ 運搬先が■■■■が取得した開発エリアの一画であることから、がれき類等の処分を行うため、■■■■社長が社員と称する■■■■を介して、自己の土地における処理と見せかけるなどの手法で、脱法的に廃棄物を処分する意図があると推認された。

イ 18条報告の徴収、排出事業者の特定

- ・ ■■■■社長が主張する「自社利用のための仮置き」の真偽を確かめるために、任意調査のみならず、間接強制を伴う18条報告による調査を行うも、同氏が

がれき類の処理に関して指示した内容や金の流れなど、具体的な書証を確認することはできなかった。

- ・ 当事者である■■■や■■■社長の供述に加え、報告徴収を行う対象を、重機作業員への聞取りや源頭部で残土処分を行っていた工事事業者にも広げた結果、工事の元請は■■■であると推認され、委託基準に違反して許可のない者ががれき類等を収集・運搬させ、これを山積みにして放置する不適正な「保管」※であると推認された。
- ・ 一方、産業廃棄物の処分に係る契約書などの文書は確認できず、■■■社長による、がれき類等は自社物の一時仮置きであり、■■■は■■■の社員である旨を否定する事実を見いだせなかった。

※ 排出事業者が産業廃棄物を保管する場合には、保管施設により保管することなどを規定している（廃棄物処理法施行規則第8条参照）ため、客観的に「保管」とはいえないような放置の状態にあつて、処分が全く予定されていない場合には不法投棄の疑いがある。

＜全容把握等の調査についての考察＞

- ・ 任意の聞取調査や、間接強制を伴う法に基づく18条報告により、事案の対象者の特定や全容把握のための調査を実施している。また、建物解体工事における産業廃棄物の排出事業者を特定するための調査を行っている。
- ・ 排出事業者の特定に至らなかったが、一般的な手法に基づいた調査を行うことにより、実行者（■■■）を把握し、行政指導を行っており、調査手法や調査内容は適切であったと考える。

(2) 対象者への指導

- ・ 県は、産業廃棄物の不適正な保管に関する調査を進めるも、事実関係につながる客観的証拠に乏しいことから、並行して、土地所有者たる■■■の清潔保持の義務を履行を求め、がれき類等を適正に処理するよう行政指導（2009年2月から2013年11月までに不定期に20回以上の電話連絡を行い毎年、本人への直接面談）を行った。しかし、■■■は、資金難を理由に県の指導を拒み続けた。
- ・ 2011年2月に伊豆山分譲地の所有権が■■■に移転した。その土地の売買契約において■■■社長は、源頭部北西側区域に残存するがれき類等を撤去する旨の覚書を■■■と交わしたが、■■■社長はこれを反故にし、履行しなかった。
- ・ 廃棄物処理法の解釈によれば、新たに所有権を取得した■■■は産業廃棄物の排出事業者※には当たらないため、当該がれき類等を処理する責任はない。

※ 排出事業者について『建設廃棄物処理指針(平成22年度版)』では「廃棄物を排出する者であり、建設工事においては、発注者から直接建設工

事を請け負った者（元請業者）が該当する」とされている。

- ・ 産業廃棄物の保管用地の売買に伴う保管責任については、当該土地の売買により当然に移転するものではない*とされるが、がれき類等が残置されていることを知りながら当該土地を取得したことから、県は買主である■■■■■についても、がれき類等を長期に放置した管理責任は免れられないと考えて、土地所有者の責務について説明し、管理者たる■■■■■に清潔保持義務（廃棄物処理法第5条）の履行を要請した。

※ 『廃棄物処理法Q&A 三訂版』<55頁>には「保管責任が買主に移転することを明らかにし、かつ土地の売買価格に保管の費用を見込んであるような場合には、買主に移転するものと考えられることができる」とされている。

- ・ 2011年2月に伊豆山分譲地の所有権が■■■■■に移転し、■■■■■本人から残置された廃棄物を撤去する旨の誓約文書が提出されたため、県は、■■■■■による撤去が現実的かつ速やかな事案の解決であるとも考え、■■■■■に対する指導から、■■■■■への撤去要請を進めることに力点を置くとともに、源頭部北西側区域及び源頭部へ廃棄物が持ち込まれないよう監視パトロールを実施・継続した。

<対象者への指導についての考察>

- ・ ■■■■に対して、いたずらに指導を続けたのではなく、並行して土地所有者たる■■■■■社長に対して清潔保持の義務を履行を求め、がれき類等を適正に処理するよう20回以上の行政指導を重ねていることは、裁量の範囲内の適切な対応だと言える。
- ・ しかし、■■■■■は、資金難を理由に県の指導を拒み続け、改善が見られなかった状況を悪質と捉えれば、技術的な専門家への相談のみならず、弁護士に相談するなどの選択肢も考えることができたと思われる。
- ・ 廃棄物を残置した前所有者の■■■■■社長に対して、指導を継続する必要があるものの、土地所有者の変更という状況変化は新たな土地所有者たる■■■■■による撤去が現実的かつ速やかな事案の解決であるとも考え、■■■■■に対する指導から■■■■■への撤去要請を進めることに力点を置いた。野積みされた廃棄物を現実的に処理させる方策を探ったことには、合理性があると考えられる。
- ・ なお、本事案における現所有者の■■■■■の関与時期は、■■■■■からの土地を取得した2011年2月以降と考えられる。県が、源頭部に持ち込まれた残土の中に「木くず」を確認した時期が2010年8月31日であることから、当該「木くず」が■■■■■の関与によって投棄されたとは考えられない。また、■■■■■の関与による投棄を調査した記録はない。

(3) 行政処分発出の可能性の判断

- ・ 県は、2013年1月頃から、源頭部北西側区域において■■■（■■■のグループ会社である■■■■の契約社員）による鉄筋の除去、木くずの分別等の作業が行われていたこと、加えて、■■■による土地造成工事において当該がれき類を破碎して再利用したい旨の利用計画の提示があったことから、破碎したがれき類が廃棄物に該当しないかどうかについて、事前に県の確認を受けることを条件に、これを容認する意向を■■■に回答した。
- ・ また、県は、がれき類以外の廃棄物の撤去計画を提出するよう任意の要請を繰り返しながら、事案の解決に当たった。
- ・ しかし、後日、県が立入検査を行ったところ、■■■の指示で2013年5月までに当該がれき類は砕かれ、その場に埋め立てられた事実を確認した。当該行為は、産業廃棄物の処理施設の無許可設置（廃棄物処理法第15条違反）行為に当たるため、■■■に対して埋め立てたがれき類を掘り起こして適正に処理するよう指導した。
- ・ 併せて、無許可で埋め立てている状況は、廃棄物処理法に定める処理基準に適合した状態で埋められたことが確認できないため、本件が「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」（廃棄物処理法第16条）の規定に抵触することが疑われたため、関係規定に基づいて、■■■を行政指導した。
- ・ これに対し、■■■ががれきを掘り起こして撤去する意思を示したため、■■■が意図して「廃棄物を捨て」たことまでは推認されなかったも考慮して、速やかな解決を進めるべく、■■■に撤去計画の作成を求め、県と具体的に協議するよう重ねて指導した（これまでの指導票交付5回。面会指導7回）。

<行政処分発出の可能性についての考察>

- ・ ■■■によると推認された不適切な廃棄物の処理状況に対し、「措置命令」の発出も視野において証拠を集めるため、法に基づく18条報告を行っており、事業者の悪質性の認識が甘かったとの指摘は当たらない。
- ・ 措置命令に至らなかった理由は、調査結果から、措置命令の発出に必要な要件を満たす事実が明らかにならなかったためである。
- ・ また、生活環境保全上の支障についても、将来的な支障の恐れを視野に入れて弁護士へ相談することも打開策の一つとして考える余地はあったと思われるが、当時の対応は裁量の範囲内だったと考えられる。
- ・ 土地を購入した時点の■■■には、廃棄物処理法上の排出処理事業者としての法的責任はなかったが、廃棄物を埋め立てた■■■の行為に対し、早期に行政処分をする方針をさらに入念に検討するべきだったという指摘はありうる。

5 崩落した源頭部の盛土の造成（①区域）区域に係る手続・対応等と当該区域（源頭部北西側区域）に係る手続・対応等の比較による考察など

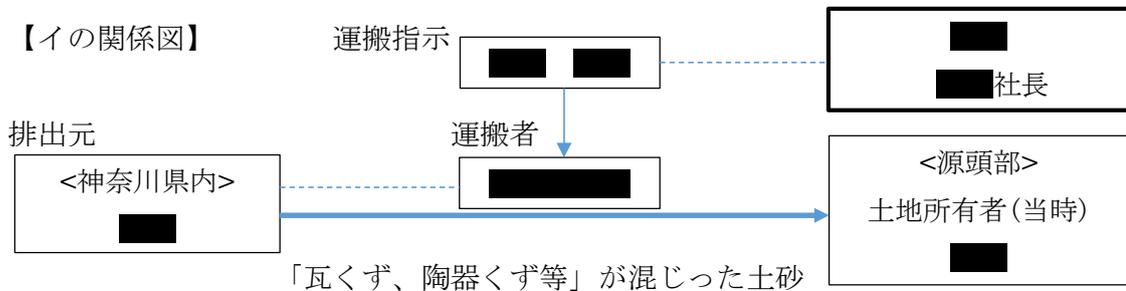
(1) 源頭部に持ち込まれた廃棄物に関する情報の整理

ア 県は2010年8月に、熱海市からの通報を受け、源頭部に持ち込まれた残土の一部が崩落した法面を修復している作業現場において、土中に「木くず」が混入していることを確認した。

源頭部における土地改変時期（推認）

- ・■■■■※による土地改変 2009年5月頃から2010年6月頃まで
 - ・■■■■の■■■■、■■■■の■■■■による土地改変 2010年7月頃から終期は不詳
- ※源頭部で残土処分を行っていた者

イ 県は2010年10月に、源頭部進入路付近で■■■■のダンプが廃棄物と考えられる「瓦くず、陶器くず等」が混じった土砂を下ろしたため、運転手を聴取し、当該土砂の排出元が神奈川県内の■■■■（以下「■■■■」という。■■■■との関係性はないと推測される。）であることを把握した。



(2) 源頭部に持ち込まれた廃棄物の混入に係る調査手法

ア 県は、源頭部の残土搬入に関わっていた■■■■、■■■■（いずれも■■■■との関係性は不詳）、現場作業員に対し、搬入現場での聴取を行ったが、各々主張が食い違い、持ち込まれた残土に混じていた木くずがどのような流入経路をたどったかについては、これら残土運搬関係者からの聴取では、特定することはできなかった。

このため、「木くず」混入の経緯は判明していない。

イ 県は土砂の排出元であった神奈川県内の■■■■を立入検査し、代表者から聴取により、土砂搬入の指示が■■■■の■■■■の指示であることが判明するとともに、源頭部進入路付近に下ろされた土砂への瓦くず、陶器くず等の廃棄物混入が推認された。

(3) 指導対象者に対する県の指導

ア 県は行為者を特定できなかったこと、源頭部における■■■■の残土処分作業は終了していたこともあり、「木くず」搬入の事情等を知っていると推認された■■■■の■■■■社長に対し、報告するよう指導票を交付し、源頭部法面の修復作業に従事していた■■■■の■■■■に対し、「木くず」を取り除くよう指導した。

2010年10月から作業責任者を名乗る■■■の■■■、■■■らによって、当該「木くず」混じりの土砂は源頭部北西側区域に移動された。

・県は翌月19日に当該作業の完了を確認している。なお、移動した「木くず」の処理状況の確認を行った県の記録はなく、適正に処理されたかは確認ができない。

イ 県は、■■■に対して、瓦くず、陶器くず等の廃棄物を適正に処理するよう指導するとともに、源頭部北西側区域及び源頭部に新たな廃棄物が投棄される懸念があったため、定期的に周辺を監視する必要があると判断し、継続的なパトロールを実施した。

・なお、源頭部進入路付近に下ろされた廃棄物の処理状況の確認を行った県の記録はなく、適正に処理されたかは確認ができない。

<考察>

・源頭部に持ち込まれた木くずへの対応については、県は行為者を特定できなかったこと、源頭部における■■■の残土処分作業は終了していたこともあり、「木くず」搬入の事情等を知っていると推認された■■■の■■■社長に報告を求めるよう指導票を交付し、源頭部法面の修復作業に従事していた■■■の■■■に「木くず」を取り除くよう指導した対応は適切である。

・指導の結果、関係者により当該「木くず」混じりの土砂は源頭部北西側区域に移動され、県は翌月19日に当該作業の完了を確認した。なお、移動した「木くず」混じりの土砂の移動ではなく、適正に処理するよう明確に指導すべきだった。

・県は、瓦くず、陶器くず等の廃棄物については、適正に処理するよう指導したが、後日の現場確認の際には、当該廃棄物はなく、追究ができなかった。源頭部進入路付近に下ろされた廃棄物の処理状況の確認を行った県の記録はなく、処理先まで確認する必要があるあった。

・なお、源頭部に新たな廃棄物が投棄される懸念があり、定期的に周辺を監視する必要があると判断し、これ以降、継続的なパトロールを実施したことは適切な対応だった。

(4) 関係機関との連携

・2014年8月、源頭部の残土搬入に関わっていた■■■が、源頭部の崩落の危険性について、東部健康福祉センターに忠告するとともに、県庁砂防課にも電話した旨を申し立てた。

・実行行為者でもある■■■の情報提供であったことから、その情報提供内容の信憑性には疑問が持たれた。このため、東部健康福祉センター及び廃棄物リサイクル課は、その発言の真意や災害発生危険性について確信を持つことができず、この事案に関して行政指導した関係者に対して、■■■の指摘内容

の真偽に関する照会は行っていない。

- ・ 廃棄物処理法を所管する東部健康福祉センターは、源頭部北西側区域にこれ以上廃棄物を入れられないよう監視する目的で、継続的なパトロールを実施したが、パトロールで確認した状況に関して、熱海市や県内部で情報共有していない。

＜関係機関との連携に関する考察＞

- ・ 源頭部の崩落の危険性指摘等に対する対応については、源頭部崩落の危険性の情報提供があったが、廃棄物処理法を所管する部署、職員に、土木工学的な知見がなかったこと、併せて、通報者からも土木担当部署に連絡したという申立があったことから、関係部署に情報提供や確認を改めて入れるという考えに至らなかった。
- ・ なお、他法令を所管する熱海市や関係機関と情報共有を行い、連携して対応する意識が不足していたと考えられる。

6 まとめ（４、５の考察を踏まえた再発防止の観点等での今後の対応など）

県は監視パトロールを継続するとともに、行為者の特定に関する調査、不適正に処理された産業廃棄物の適正処理に係る指導及び措置命令発出に係る判断については、行政裁量として認められる範囲内であり、妥当であったと言える。

一方、再発防止の観点から最悪の事態を想定し、災害防止を目的とする他法令所管部署に情報提供、情報共有するべきであった。

現在、再発防止の観点で以下の取組を行っている。

○ “廃棄物混じりの土砂” への対応

“廃棄物混じりの土砂”に対する各法や盛土条例が相互に連携できるよう、令和４年度から職員を相互に兼務するなどして、立入検査や情報を共有して対応している。

○ 関係機関との連携

“廃棄物混じりの土砂”に思われる事案については、盛土等対策会議メンバーとして関係機関に事案を報告し、情報共有を行っている。

【参考】

『行政処分の指針』（平 17. 8. 12 環廃産発第 050812003 号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）については、累次の改正により、廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が強化されるとともに、措置命令の対象が拡大するなど、大幅な規制強化の措置が講じられ、廃棄物の不適正処理を防止するため、迅速かつ的確な行政処分を実施することが可能となっている。

しかしながら、一部の自治体においては、自社処分と称する無許可業者や一部の悪質な許可業者による不適正処分に対し、行政指導をいたずらに繰り返すにとどまっている事案や、不適正処分を行った許可業者について原状回復措置を講じたことを理由に引き続き営業を行うことを許容するという運用が依然として見受けられる。

このように悪質な業者が営業を継続することを許し、断固たる姿勢により法的効果を伴う行政処分を講じなかったことが、一連の大規模不法投棄事案を発生させ、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招いた大きな原因ともなっていることから、都道府県（政令で定める市を含む。以下同じ。）におかれては、違反行為が継続し、生活環境保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するとともに、廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭するため、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。

（中略）

第 8 措置命令（法第 19 条の 5）

2 要件

(2) 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

- ① 「生活環境」とは、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する「生活環境」と同義であり、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境を含むものであること。

また、「生活環境の保全」には当然に人の健康の保護も含まれること。

- ② 「おそれ」とは「危険」と同意義で、実害としての支障の生ずる可能性ないし蓋然性のある状態をいうこと。

しかし、高度の蓋然性や切迫性までは要求されておらず、通常人をして支障の生ずるおそれがあると思わせるに相当な状態をもって足りること。

- ③ このように「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいい、例えば、安定型産業廃棄物が道路、鉄道など公共用の区域や他人の所有地に飛散、流出するおそれがある場合、最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合なども当然に対象となること。